

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 6 年 3 月 12 日

愛媛県公営企業管理者 山口 真司

1 入札に付する事項

(1) 件名

医中誌 W E B 版利用契約

(2) 購入雑誌名

医中誌 W E B 版 (アクセス数 2) 利用契約 4 口

(3) 利用期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。

(4) 利用場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、1 年あたりの利用代金とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、消費税及び地方消費税の課税部分となる金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。) と消費税及び地方消費税の非課税取引となる金額の合計をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち消費税及び地方消費税の課税部分となる金額の 110 分の 100 に相当する金額と消費税及び地方消費税の非課税取引となる金額の合計額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の

請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 入札説明書等に示す業務を円滑かつ確実に履行できる体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790-0012 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1

伊予鉄本社ビル2F

電話番号 (089) 912-2794

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

(1) に掲げる場所で交付する。

イ 交付時期

公告日から令和6年3月19日（火）午後5時00分まで

- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

令和6年3月19日（火）午後5時00分まで

- (4) 開札の日時及び場所

令和6年3月26日（火）午後1時45分

伊予鉄本社ビル5F 会議室

- (5) 問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790-0012 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1

伊予鉄本社ビル2F

電話番号 (089) 912-1000 内線 4623

又は (089) 912-2794

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(3)を証明する書類を3の(3)で示す日時までに3の(1)に掲げる場所へ提出し、審査の結果、適当と認められなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 予算不成立の場合の無効

本契約に係る予算については、公告日において成立していない。予算について議会の議決がなかった場合は、本公告は無効とし、当該契約は解除する。この場合において、本件入札のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者はその費用を請求することはできない。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。